

輸入割当ての内容変更について

輸入注意事項12第18号(12.3.31)

- 改正①輸入注意事項12第80号(12.12.26) ②輸入注意事項15第8号(15.2.3)
③輸入注意事項22第8号(22.2.16)

輸入割当てを受けた後、当該輸入割当て証明書に記載された事項を変更する必要がある場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第37号(輸入割当て証明書の内容変更について)は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

- 1 輸入割当ての内容中「申請者名」欄、「割当数量及び単位(割当額)」欄及び「経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定」欄に記載された事項は、拘束力を持ち原則として、その変更は認められない。②③

2 書面申請手続 ①

- (1) 当該輸入割当て証明書に基づく輸入の承認を受ける前(割当数量(金額により輸入割当てが行われている場合は、割当額)のうち輸入の承認を受けていない部分について変更を希望するときは、当該部分について輸入の承認を受ける前)に、やむを得ない理由により上記1に掲げる各欄に記載された事項の変更を希望する場合は、申請者本人は、以下の要領により、変更申請手続を行い、変更証明書の交付を受けなければならない。

① 提出書類

- イ 当該輸入割当て証明書
- ロ 輸入割当て証明書内容変更承認申請書(任意書式によるもの) 2通
- ハ 内容変更の必要を証明するに足る書類 1通
- ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

② 提出先

当該輸入割当てを行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局

③ 変更証明書の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認した場合には、提出された輸入割当て証明書の正本に訂正又は加除をし、変更年月日及び訂正印を押印して申請者本人に交付するものとする。

- (2) 輸入割当て証明書の有効期間の延長は、原則として認めない。ただし、輸出国側の輸出禁止等の措置により当該貨物を期間内に輸入できないことが明白な場合等、経済産業大臣が特に必要があると認める場合には、有効期間の延長を承認することがある。このため、有効期間の延長を希望する場合は、申請者本人は、以下の要領により、変更申請手続を行い、変更証明書の交付を受けなければならない。

① 提出書類

イ 当該輸入割当証明書

ロ 輸入割当証明書有効期間延長承認申請書(任意書式によるもの) 2通

ハ 延長の必要を証明するに足りる書類 1通

ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

② 提出先

当該輸入割当てを行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局

③ 変更証明書の交付

審査の結果、当該延長を承認した場合には、提出された輸入割当証明書の正本に訂正又は加除をし、変更年月日及び訂正印を押印して申請者本人に交付するものとする。

(3) 輸入割当ての内容中、経済産業大臣が拘束事項として指定した事項以外のものについては、拘束力はなく、もし必要があれば、その変更は輸入割当てを受けた者が任意に行うことができる。